

# けんろく通信

兼六法律事務所

〒920-0932

金沢市小将町3番8号

TEL 076-232-0130

FAX 076-232-0129

URL:<http://kenroku.net/>

平成19年 5月 第4号



## 目次

◆ 年金分割 .....	2	◆ 最新判例 .....	4
◆ 書籍の紹介 .....	2	◆ ISO9001更新 .....	4
◆ コラム .....	2	◆ お客様の声 .....	4
◆ 道路交通法 改正について .....	3	◆ 暮らしに役立つ豆知識 .....	4
◆ 法科大学院 .....	3	◆ 編集後記 .....	4
◆ 出前授業 .....	3		

# 年金分割

厚生年金及び共済年金の分割制度が、平成19年4月から施行されました。

これまでは、夫婦が離婚しても、夫と妻の年金は別々でしたから、専業主婦やあまり収入を得ていなかった主婦は、夫に比べてわずかの年金しか受け取ることはできませんでした。

例えば、夫婦が20歳で結婚し、妻は専業主婦で、夫は月々36万円分の標準報酬月額を60歳まで受け取って退職した場合、夫の年金額は、月額約16万6000円（国民年金分が約6万6000円、厚生年金分が約10万円）となりますが、妻については、国民年金分のみの金6万6000円くらいしかもらえません。それが、この4月以後の離婚の場合、最大で、夫の厚生年金の半分まで分割して取得できますので、その場合の受取年金額は、夫も妻も、それぞれ約11万6000円、ということになります。この額を大きいと見るか、大した額ではない、と思うかは、人によって受け止め方の異なるところです。

また、分割の対象となるのは、あくまで夫婦となっている期間に限られますので、結婚して間がない若夫婦の場合は、分割しても得られる額は小さくなります。また、年金基金については分割の対象にはなりません。

手続としては、夫婦の合意が成立すれば、それを文書にして公証人の認証を受けた上で、社会保険庁に分割改定の請求をする必要があります。夫婦で話がかたない場合は、調停や裁判で決めることもできます。またこれは、財産分与と同様に、離婚してから2年以内に手続しないと、時効により分割手続ができなくなります。

詳しいことは、弁護士か社会保険事務所その他の専門家にお尋ね下さい。

弁護士 二木克明

## 書籍の紹介

### ～10代からの子育て ハッピーアドバイス～



いじめ、自殺、不登校の10代の子ども、両親が抱える悩みに答えてくれる一冊です。

イラストがたくさん入っていて、読みやすいです。

著者：明橋大二  
1万年堂出版 980円(税込)

## コラム お金

### コ ラ ム

お金それ自体を何かに利用できるかということ、お金それ自体には利用価値はありません。お金は交換手段とか支払い手段と言われるように、使うためにあります。物を買ったり、サービスを買うためにお金を使います。また、価値貯蔵手段と言われることもあり、貯蓄することもできますが、貯蓄するのは将来使うためであり、永遠に貯蓄することはありません。最終的には「使うためのもの」と言えるでしょう。

ところが、お金を貯めはじめるとだんだん使えなくなってきました。みずほらしい生活をしていた人が亡くなり、遺産を調べたら大変な金額の預金が残っていたという話をよく聞きます。反対に、羽振りが良さそうに見える人が、実は借金だらけだったりします。

お金を貯めて、まったく使えなくなり、一生金の番人をしている人がたくさんあります。また、そんな金の番人に憧れている人も後を絶ちません。

column

# 道路交通法改正について

## 携帯電話

のり君：最近、ケータイ（携帯電話）で通話しながら、運転している人がまた多くなったね～  
マ マ：そうね～。車が停まっている場合以外は、手にもって通話のために使用したら駄目なのよ。  
5万円以下の罰金になるよ。  
のり君：厳しいね。メールはどうかの？  
マ マ：メールも駄目なのよ。ケータイを手に持って、画面を注視したら、それだけで、5万円以下の罰金になるよ。  
のり君：メールしたいときも、停止しないとイケないんだね。

※道路交通法71条第5号の5 同120条1項11号 同119条1項第9号の3

## 違法駐車対策

のり君：それから違法駐車制度が、最近変わったんだよね。  
マ マ：違法駐車違反者は、運転者でしょ。でも、運転者は違法駐車現場にいないことが多いから、違反者が誰かを特定するのは難しいし、いわゆる逃げ得だったの。  
去年の6月1日から、放置違反金という制度が導入されて、運転者が反則金の納付をしない場合は、自動車の使用者（所有者等）に放置違反金の納付が命ぜられることになったのよ。  
放置違反金を納付しないと車検を受けることができないのよ。  
のり君：友達に車を貸して友達が駐車違反しても、自分が違反金を払わないとイケないのか～。  
マ マ：友達も選ばないとね～。

## 法科大学院



この4月から金沢大学法科大学院（ロースクール）で、倒産処理法を教えることとなりました。

弁護士や検事、裁判官になるためには、法科大学院（原則として3年間）を卒業し、司法試験に合格しなければなりません。その後、1年間の司法修習を経て、最後に修了試験に合格し、法曹の仲間入りとなります。司法試験合格者を年間3000人に増やすこととなり（私たちの時代は500人でした）、司法修習の前倒しとして法科大学院が設置されることとなりました。

そこで、法科大学院では、法理論に加えて、実務的な知識、技術を身につけることを目的としています。

これから、企業倒産、企業再生、M&Aなどの専門家が益々必要とされますので、後輩養成に尽力したいと思っています。

弁護士 小堀秀行

## 出前授業



私は金沢弁護士会の子どもの権利委員会に所属しています。委員会から派遣され森本中学校（2月9日）と北辰中学校（3月7日）で出張授業に行ってきました。裁判員制度がスタートする等、国民が司法・裁判の担い手として重要な役割を果たすことを期待されるようになってきています。

国民一人一人が、司法の担い手としてふさわしい法的な考え方ができるように、子ども達に法教育を実施していくことは、弁護士の重要な役割と思っています。

今後も、出張授業を行うなどして、法教育を拡大していけるように尽力していきたいと思えます。

弁護士 森岡真一

# 最新判例

最新判例紹介 最高裁平成19年4月3日第三小法廷判決

## ▶ 事案

A会社が経営する外国語会話教室に通っていたBさんが、受講契約を解除したことに伴い、A会社に対し、契約時にあらかじめ支払った受講料の精算を求めた事案。

## ▶ 論点

外国会話教室で授業を受けるには、あらかじめポイントを登録して受講契約を締結しなければならない。1ポイントにつき1回の授業を受けることができ、登録ポイント数が増えるほど、ポイント単価は安くなる。

A会社は、受講料の精算方法について、解約時に使用したポイント数を基準として精算すべきとした。

これに対し、Bさんは、A会社の精算規定は特定商取引に関する法律49条2項1号に反し無効である、契約時のポイント数を基準として精算すべきと主張した。

## ▶ 判旨

単価はすでに契約時に決まっており、精算時も契約時と同一の単価で計算するのが合理的である。また、A会社の精算方法によると、解約する場合は常に契約時よりも高額な単価を支払うことになるし、自由な解除権の行使を制約することになる。さらに、A会社の精算規定は、実質的には、損害賠償額の予定又は違約金の定めとして機能するもので、損害賠償額の予定等に制限をもうけた法49条2項1号に反し無効である。

## ISO9001 更新

平成19年3月13日、  
ISO更新審査に合格しました。

## お客様の声 アンケートより

心を引きしめ、しっかり生活をしていこうと思っております。本当に地獄の日々を作ってしまった自分を反省し、がんばってまいります。ありがとうございました。

## 編集後記

4月から年金分割が始まりました。当事務所への相談数は、あまり変わりませんが、社会保険事務所への相談数は激増しているそうです。離婚予備軍はたくさんいそうです。

(浮田)

暮らしに役立つ

## 豆知識

No.4



### 倒れたブロック塀は？

ろく美: 能登半島地震では大変なことになってしまいましたね。

けん爺: 本当じゃ。まさか石川県にこんな大きな地震が起きるとは想定外じゃったのー。

ろく美: 私の友人が門前町にいますけど、ブロック塀が倒れてしまったそうなんです。

けん爺: それは、お気の毒なことじゃ。

ろく美: それで、倒れたブロック塀が隣の家の壁に傷をつけてしまったそうなんですけど、友人がその壁の修理費用を払わなければならないものなのでしょうか？

けん爺: 一般的には、ブロック塀が倒れて損害を与えたときには、「土地の工作物の設置または保存に瑕疵があった場合」に該当するとして、民法717条により、損害賠償責任を負わねばならないのが原則じゃ。

ろく美: 「瑕疵」というのはどういうことですか？

けん爺: この場合でいうと、ブロック塀が本来備えているべき安全性を欠いてれば、「瑕疵」があるとされるじゃろう。

ろく美: でも、こんな大きな地震が起きたのだから、ブロック塀が倒れても仕方ないんじゃないですか？

けん爺: 確かにそういう面もある。ブロック塀の安全性を欠いているときに責任が発生するのであって、どんなときでも責任が生じるということではない。一定の場合には、「不可抗力」として責任が発生しないこともあるんじゃ。

ろく美: どんな場合？

けん爺: 一般的には、震度5以下の地震で倒れたときには「瑕疵」があったとされ、震度6以上の地震で倒れたときには「不可抗力」ということになると考えられているようじゃ。

ろく美: ということは、私の友達の地域は震度6だったから、不可抗力ということになって、壁の修理費用を払わなくてもいいということになるのね。

けん爺: ただ、そこらへんは、御近所のことなので、よく話し合っただめの方がよいじゃろう。いずれにしても、被災者の方に対しては、ワシらのできることをしていかねばならんわー。

ろく美: 私もボランティアに参加してみようかな。

震度6

